

令和5年7月28日

榎本 清 様

東大和市長 和 地 仁 美

要請書に対する回答について

日頃より、市政に対し、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、令和5年7月6日付要請書につきまして、回答させていただきます。  
「中央公民館チラシ配置に係る損害賠償請求控訴事件」に関する東京高等裁判所の判決を受けまして、市として速やかな対応を行ってまいります。  
なお、要請事項に対する回答は以下のとおりです。

- 1 この度の判決は1万円及びこれに対する令和3年2月24日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払うように命じられたものであります。  
このため、榎本様へのお支払いを速やかに進めたいと思い、令和5年6月30日付け「請求書及び登録依頼書の提出について（お願い）」に関してのご協力をお願いいたしました。今後ともご協力願います。
- 2 引き続き、職員に対する指導等を行ってまいります。
- 3 引き続き、判例等を踏まえ、行政不服審査法の適切な運用に努めてまいります。
- 4 市報につきましては、市の情報発信手段の中心であり、市民の皆さまに広くお知らせする必要がある情報を掲載することを原則としていることから、今回の案件に関して掲載する考えはございません。また、この度の判決では、この内容は求められておりません。しかしながら、今回の判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(担当)

教育部中央公民館長 伊藤 智

電話：024-564-5451

FAX：042-563-5934

E-mail: chuoukominkan@city.higashiyamato.lg.jp